内灘町主観的事項審査基準

内灘町内に建設業法第３条の許可に主たる営業所を有する建設工事業者に対して主観点数を付与しますので、審査を受けようとする者は、以下の主観的事項審査基準を確認のうえ、主観的事項審査資料を提出してください。

なお、主観点数の有効期間は、１年度（４月１日から翌年３月３１日まで）とします。

また、内灘町内に主たる営業所を有する建設工事業者以外の者に対する主観点数の付与は、ありません。（主観的事項審査資料の記載・提出の必要もありません）。

１　　ＩＳＯ９０００シリーズ認証取得

　前年の１２月３１日現在におけるＩＳＯ９００１について、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「ＪＡＢ」という。）に認定されている審査登録機関、又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証取得の有無により、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

|  |  |
| --- | --- |
| 認証取得の有無 | 付与点数 |
| 有 | ＋１０ |
| 無 | ０ |

２　　ＩＳＯ１４０００シリーズ認証取得

前年の１２月３１日現在におけるＩＳＯ１４００１について、ＪＡＢに認定されている審査登録機関の認証取得の有無により、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

|  |  |
| --- | --- |
| 認証取得の有無 | 付与点数 |
| 有 | ＋１０ |
| 無 | ０ |

３　　災害協力

　前年の１２月３１日現在において、内灘町と災害協定を締結している協会等の会員である協力者に、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

|  |  |
| --- | --- |
| 災害協力の有無 | 付与点数 |
| 有 | ＋１０ |
| 無 | ０ |

４　　除雪委託契約

　前年の１２月３１日現在において、内灘町と除雪委託契約を締結している者に、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

|  |  |
| --- | --- |
| 災害協力の有無 | 付与点数 |
| 自社の建設機械で実施  （建設機械及びオペレーター） | ＋１０ |
| 町から貸与された建設機械で実施  （オペレーターのみ） | ＋５ |
| 無 | ０ |

※自社の建設機械及び町から貸与された建設機械の両方で実施されている方の付与点数は、前者の点数を採用します。

５　　次世代育成雇用環境の整備

　前年の１２月３１日現在において、「次世代育成支援対策推進法」第１２条に基づき、行動計画を厚生労働大臣に届け出をした者に、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用状況 | 付与点数 |
| ①常時雇用する労働者が５０人以上の者で、「次世代育成支援対策推進法」第１２条第１項に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出した者  ②常時雇用する労働者が４９人以下の者で、「次世代育成支援対策推進法」第１２条第１項に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出した者 | ＋１０ |
| 無 | ０ |

６　　消防団員の雇用

　前年の１２月３１日現在において、内灘町消防団員として社会貢献活動をしている協力者（１年以上継続者）を１年以上雇用している者に、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用状況 | 付与点数 |
| ３名以上 | ＋１５ |
| ２名 | ＋１０ |
| １名 | ＋５ |
| 無 | ０ |

７　　防犯と交通安全推進隊員の雇用

　前年の１２月３１日現在において、交通安全推進隊員として社会貢献活動をしている協力者（１年以上継続者）を１年以上雇用している者に、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用状況 | 付与点数 |
| ２名以上 | ＋１０ |
| １名 | ＋５ |
| 無 | ０ |

８　　障害者の雇用

　前年の１２月３１日現在において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第２条に定める障害者を常時雇用している者に、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用状況 | 付与点数 |
| ①障害者の雇用義務があり（労働者５０人以上）、法定雇用障害者数（法定雇用率２．０％）を超える障害者を雇用している者。  ②障害者の雇用義務がない（労働者４９人以下）が、障害者を雇用している者 | ＋１０ |
| 無 | ０ |

９　　保護観察対象者等の協力雇用主として登録

　前年の１２月３１日現在において、金沢保護観察所への保護観察対象者等の協力雇用主としての登録の有無に対して、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

|  |  |
| --- | --- |
| 協力雇用主としての登録の有無 | 付与点数 |
| 有 | ＋５ |
| 無 | ０ |

１０　　指名停止

　内灘町が前年の１月１日から１２月３１日までの間に指名停止措置した期間の累計により、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して減点します。

　また、指名停止期間の始期が上記期間中であり、終期が上記期間以降の場合も対象とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 指名停止期間（累計） | 付与点数 |
| ２週間未満 | －１０ |
| ２週間以上～１ヶ月未満 | －２０ |
| １ヶ月以上～２ヶ月未満 | －３０ |
| ２ヶ月以上～３ヶ月未満 | －４０ |
| ３ヶ月以上 | －５０ |